

浜 情 委 第 1 7 号
令和7年10月21日

浜松市長 中野 祐介 様
(福祉総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

個人情報保護条例第43条の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年8月3日付け浜浜振第250号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

「生活保護申請及び相談記録及び生活困窮者に対する生理ナプキン配布の受領記録」の
保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問 (諮問第263号)

1 委員会の結論

実施機関が部分開示決定において不開示とした部分のうち、令和2年度の相談記録において「開示請求者以外の個人に関する情報」として不開示とした部分は開示すべきであるが、その余の部分は不開示が妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年5月30日 審査請求人は、「生活保護申請書及び相談記録及び生活困窮者に対する生理ナプキン配布の受領記録」の保有個人情報開示請求をした。
- (2) 令和4年6月13日 実施機関は、生活保護受給申請は提出された事実がないことから開示文書として特定はせず、相談記録と生活困窮者に対する生理用ナプキン配布の受領記録については、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるとして、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年7月25日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和4年8月3日 審査庁は浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号。以下「保護条例」という。）第43条第1項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分を取り消し、全部開示決定を求める。
- (2) 審査請求の理由
実施機関の職員から「平成28年度に相談はあるが、その内容記録は、保存年限が過ぎたため廃棄した」との説明を受けたが、存在する保有個人情報のデータは全て開示しなければならない。また、保存年数の規定は無く、黒塗り部分をして部分開示とはしない。
つまり、部分開示ではなく全部開示出来た内容であり、浜松市の責任により部分開示となってしまったのである。
よって残存しているデータの開示を再度求める。
- (3) 反論書での主張
ア 開示された保有個人情報の中に、平成28年度の2回分の相談記録がなく、瑕疵ある処分である。
実施機関の職員が「平成28年度の相談記録はあるが、その内容、記録は保存年数経

過のため、廃棄した。」と発言しており、相談があった事実は明らかである。
イ 開示された面接記録票において不開示とされた個人名は不開示とする根拠がなく、開示されなければならない。

4 実施機関の主張要旨

(1) 平成 28 年度の相談記録について

請求人の生活保護申請の相談記録のうち、現在閲覧できる形で保管されているのは、開示請求に応じた相談記録のみである。

生活保護関係文書の保存期間については、昭和 36 年 9 月 29 日厚生省社会局長通知(社発第 726 号。以下「厚生省社会局長通知」という。)において保存期間の標準が示されており、保存期間を経過したものは原則廃棄すべきものとしている。生活保護の相談記録は保存期間 3 年とされており、本市においては、その基準に則り、保存年数を 3 年に設定している。

よって、平成 28 年度以前の相談記録は文書保存年数(3 年)に則り、廃棄済みであるから、不存在である。

(2) 部分開示の妥当性

不開示とされた部分は、開示請求者ではない個人の氏名が記載されており、これは当然に開示請求者以外の情報に該当する。

よって、保護条例第 20 条第 4 号に該当することは明白であるから、部分開示としたことに誤りはない。

5 委員会の判断

(1) 本件に係る法令の規定について

ア 保護条例第 2 条第 4 号について

保護条例第 2 条第 4 号では、保有個人情報とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、浜松市情報公開条例(平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「公開条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものに限る。」と規定している。

イ 公開条例第 2 条第 2 号について

公開条例第 2 条第 2 号本文は、公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

ウ 保護条例第 20 条第 4 号本文について

保護条例第 20 条第 4 号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月

日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、不開示とする旨を規定している。

エ 保護条例第 20 条第 4 号アについて

保護条例第 20 条第 4 号アでは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は、保護条例第 20 条第 4 号本文の規定に関わらず開示する旨を規定している。

(2) 平成 28 年度の相談記録の有無

実施機関においては、相談記録の保存期間について、厚生省社会局長通知の規定に準拠して 3 年としているとのことである。

審査請求人は、平成 28 年度に生活保護に関する相談を実施機関にしたことなどを主張するが、仮に当該相談の事実がありその相談記録が作成されていたとしても、既に保存期間が経過しており、また、当該相談記録を実施機関が現に保有していると判断するに足る根拠も見当たらないことから、平成 28 年度の相談記録が不存在として開示されなかったことは、妥当である。

(3) 令和 2 年度の相談記録における不開示部分の妥当性

当委員会が確認したところ、本件処分において開示された令和 2 年度の相談記録において不開示とされた部分には、確かに開示請求者以外の個人の氏名等が記載されている。

しかし、当該記載は、開示請求者が相談時に実施機関の職員に発言した内容等を記録したものであり、当該不開示の部分はいずれも慣行として開示請求者が知ることができると認められ、保護条例第 20 条第 4 号アに該当する。

その他、不開示とする理由もないため、当該不開示の部分は開示すべきである。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 8 月 3 日	諮問書を受理した。
令和 6 年 12 月 12 日	審査庁から弁明書を受理した。
令和 7 年 1 月 16 日	審査庁から反論書を受理した。
8 月 20 日	諮問の審査を行った。
9 月 29 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 教授
委員	羽田野 真帆	常葉大学健康プロデュース学部 准教授
委員	浜井 卓男	浜松市自治会連合会理事
委員	松山 正寛	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順